# 長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）の流れ

（§：長野県職員等公益通報制度（レッドフラッグ）実施要綱）

***公益通報の対象（§３）***

県職員等の職務上の行為が
（１）法令等に違反している、又は違反しようとしていると思料する場合
（２）人の生命、身体、健康等に対し、重大な危険性を及ぼすおそれがあると思料する場合
（＊法令等：法律･条例･規則･通達など）

（注１）県職員等
○知事部局、労働委員事務局
○企業局、監査委員事務局、教育委員会、人事委員会
○県出資団体の役職員

（注２）　公益通報委員会
⇒弁護士２名からなる合議制の第三者機関

（注３）公益通報推進幹
⇒コンプライアンス・行政経営課に設置

（注４）公益通報調査員
⇒職員相談員
（公益通報推進幹が指揮監督）

公益通報者（県職員等（注１））

公益通報
○レッドフラッグ専用メール
○封書
（§４）

○組織的に行われている行為
○知事等によってなされている行為
（§４Ⅱ）

調査指示（できる）
（§５Ⅰ）

知事・副知事

公益通報委員会
（注２）

公益通報推進幹（注３）
調査指示（§５Ⅱ）
公益通報調査員（注４）

調査指示（§５Ⅰ）

処理指示（§６Ⅰ）

公益通報者の保護のための措置
○公益通報の電子メールや手紙の閲覧は、知事・副知事・公益通報推進幹のみ（§８(1)）
○公益通報調査員への指示の際には、通報者を知り得ないよう内容の書き換え等の配慮を行う（§８(2)）
○調査対象機関及び当該機関の所属職員は当該公益通報者を特定するための調査等を行ってはならない（§１１）

調　　査
（§５Ⅱ）

直接調査
（§６Ⅰ）

調査結果の報告
（§５Ⅲ）

調査結果の報告
（§６Ⅱ）

知事・副知事

対応方針への意見
（要領第７　３）

調査結果の報告
必要な措置の要請

行政委員会等･県出資団体
（§５Ⅴ）

対 応

○対象職員の処分（懲戒処分等）
（§５Ⅳ）

○調査結果、処分内容等の公表
（§５Ⅵ）

**公益の保護**

***公益通報者が不利益を受けた場合の措置***
○公益通報者は、公益通報を行ったことによって何らかの不利益を受けた場合には、**公益通報委員に対し、救済**の申出を行うことができる（§９Ⅰ）
○公益通報委員は、必要に応じて、知事等に対し、**改善措置を講ずるよう勧告**を行うことができる（§９Ⅱ）